の如きもの[redacted]その財産権[redacted]謂わなければ[redacted]訟務月報」六巻二〉

訴訟（一九六三年東京地裁判決）＝個人がその本国とは独立して賠償を求める権利を有するかどうかの問題について、個人の財産権と国家の権利とは異るから、国家が他国との条約によって約束をしようと、それは直接これに影響はない、と主張した。従って対日平和条約（a）にいう「日

に含まれるものである。…また、国家は、法主体として別個の存在である国民の請求権を放棄することはできない、という考え方がある。…しかし、国家が自国民の国内法上の請求権を放棄することは、可能であるといわなければならない。というのは、国家はその統治権の作用により、国内法上の一定の手続きにより、国民の権利義務について設定、変更、廃止することができるから、かような関係にある国民の権利を、国家が相手国に対して放棄することを約

であるか　控訴審判決に　国王は悪をなしえないという英国の法理、米国の主権免責の法理ゆえに、そもそも相手国の国内法上控訴人に請求権がなかったから、国の放棄により損失を生ぜしめたといえない、とする。

同事件の上告審判決（一九六九年七月四日第二小法廷）は、「一種の戦争損害であり憲法二九条第三項の予想しないところである」として補償請求を退け、放棄の意味については判示しなかった。

六、米軍工事代金補償金請

保護権であり、日本国民が個人として有する請求権を放棄[redacted]したものではない。ここに外[redacted]交的保護権とは、自国民が外国の領域において外国の国際法違反行為により受けた損害について、国が相手国の責任を追及する国際法上の権利である。〈準備書面（8）〉

原告の主張＝平和条約の中で、自国民の請求権を相手に対して放棄するという規定をおく趣旨は、戦争の結果として生じた相手国に対する一切の自国民の請求権を、実質的

利は残っている。[redacted]の権利は国の権利でない[redacted]、国家間の条約で消滅しない、と説く。これに対し裁判所は、個人の請求権も放棄されたとし、国家は統治権の作用により国民の権利を変更できるから、これが可能であるとする。ただし、上記二の判決は、条約の締結により直ちに個人の権利が消滅したのではなく、日本は自国民の請求権を否認されてもよいことを約したのであって、相手国が国内立法をし、または条約

対し、連合国がその主権に基いてその国内措置としてこれを処分することを承認したもので、日本政府としては日本国民の在外財産に対する外交保護権の行使を差控えるという趣旨のものである。

判決＝この規定の趣旨は、右平和条約第一四条（a）二（Ⅰ）において承認の対象となっている日本国民の在外財産について、権利変動を生ぜしめる（処分する）のは日本国ではなく連合国であり、連

る異議権ないし外交保護権を行使しないことを約せしめられたにすぎないものといわなければならない。〈「最高裁判所民事裁判例集」二二巻二八〇八頁〜〉

平和条約一四条a項二をめぐる判決が、一九条a項の場合と異なり外交保護権の放棄であるとするのは、一四条の文言が日本による〝放棄〟ではなく連合国の〝処分する権利〟となっていることにも関係があると考えられる。

新実習プログラム」このプログラムの実め、実習生受け入れ制確立・一元化を図受け入れ機構「国際ーションシステム」構める提言をまとめた。の提言が実施されれば、事実上「単純労働者」受け入れに道が開かれることになる。

提言は、現在わが国が実施している外国人研修生制度を一応評価しながらも、受け入れ体制不備などの問題があると指摘。その上で①実習期間は原則二年、必要により一年間延長できるとする②基礎教育は一－三ヵ月にとどめ、その後は技術・技能を習得するための実務教育を実施する――などを主な内容とした「新実習プログラム」を提唱。

また、わが国に実習生の受け入れ人数の調整などをする「国際ローテーション機構」を設立するとともに、送り出し国に実習生派遣準備などを行う「日本センター」をつくり、これらによってプログラムの実効性を高めることを提案している。

今回の提言は、二年間の滞在を認めるが、就労期間を後半の一年三ヵ月に限定する労働省の技能実習制度案（本紙1052号）と比べ、滞在を最大三年間とし、その大半を就労を通じた実務実習にあてるなど、より一層踏み込んだ内容となっている。

所の経営・監督関係】

時旬報〉（十四年四月）備隊兵及び憲兵隊の監、慰安所の開業を許可近来各種慰安設備（食フェー）の増加と共に所は衰微の徴あり。

安所規定送付の件〉年十一月二十二日）慰

果要旨

の監督指導は軍政監部がすること。整備隊医官はに関する監督指導を担任

外務省警察史　在南京総館〉（十三年四月）陸海軍専属する慰安所は陸海軍接監督する。軍専属の特安所を陸海軍において許た場合は軍属より臨時業などを領事館に報告する。

【慰安所・慰安婦の衛生管理関係】

〈衛生業務要報〉（十八年一、二月）特殊慰安婦検査延べ人数＝内地人八百五十一人、半島人百五十九人、中国人九百二十一人など。

〈第一病院支那事変第八回功績概見表〉（十五年十二月）慰安婦健康診断延べ千九百九十五人。慰安婦入院治療五十五人。

【慰安所関係者への身分証明書等発給関係】

〈南方派遣渡航者に関する件〉（十七年三月）この種の渡航者は軍の証明により渡航させる。

〈南方派遣渡航者に関する件〉（十七年六月）特殊慰安婦五十名では不足。さらに二十名の増加のために「呼寄認可証」を発行する。

中国、チベットで婦人政犯らへの暴行（同）中国、ットで三月五日、ラサの番大きな刑務所に収監されいる婦人政治犯二十五人が人服を着なかったため、武カードに殴打された。うち人は隔離されたが、その中尼僧R・チョエキイ氏は事後一ヵ月間独房に監禁され。事件は彼女たちがチベッの新年を祝うため過去に刑所で認められていた伝統的装を着ようとしたために起たもの。アンテナ・インタナショナルではチベットの国政府に対し、囚人への過な扱いをやめることなどを要請するよう求めている。

◎コロンビアで合法的政治団体メンバーの殺害（5月15日発）コロンビア、ヴァレ・デ・カウカ州パンセ市で四月十五日、合法的政治団体「ALUCHAR」のメンバー六人が身元不明の武装した者たちにら致された。翌日、カウカ州でうち四人が拷問されたあとのある死体で発見された。「政治犯連帯委員会」（CSPP）などはコロンビア政府に対して、行方不明のままのR・カルヴァハル、J・G・ズルアガ両氏の捜索と釈放、事件責任者の法にのっとった処罰などを要請するよう求めている。

◎グアテマラで軍などによる市民への暴行（5月22日発）グアテマラでは軍隊などに市民が暴行されるケースが増加している。四月十日にはエル・キチェ県チカマン市でキリスト教伝道師が軍兵士にら致され行方不明。同日グアテマラ、パラニンフォ大学付近で伝統的パレードを準備中だったサン・カルロス大学学生らを軍が爆撃、一人が死亡、七人が重傷を負う事件も発生した。中央アメリカ人権擁護委員会（CODEHUCA）などではグアテマラ政府に対し、行方不明者の釈放、加害者を免責しない措置などを要請するよう求めている。

戸塚悦朗の

国際人権レポート

〈109〉

従軍慰安婦・強制連行問題

⑧

対北朝鮮交渉開始で新局面

南北同等の対応を

日本政府の「決着論」は、意外にもろく、日本政府が防衛するのが難しいと述べ、前回までに、奴隷にされない自由、ユス・コーゲンスの存否について報告した。これまでのところは「条約法に関するウィーン条約」を適用するまでもなかった。今回は、同条約を適用した場合の問題について述べてみよう。

「事情の根本的変化」が及ぼす影響がそれだ。同条約六二条は、「条約締結の時に存在していた事情につき生じた根本的変化」があって、「当該事情の存在が条約に拘束されることについての当事国の同意の不可欠の基礎をなしていた」場合には、条約の終了または脱退の根拠として、これを援用することが許される場合があることを示唆している。

さて、最近のことであるが、「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」（昭和四十年十二月十八日条約第二五号）（「日韓基本協定」と略記する）および日韓請求権・経済協力協定（日韓基本協定とセットで成立したもので、一体不可分のものと思われる）に関連して、根本的事情変更があった。

第一に、日韓基本協定は、その第三条で、大韓民国（韓国と略記する）を「朝鮮にある唯一の合法的な政府であることを確認している。これが、一連の日韓協定の基本的な前提であったことはだれも疑わないであろう。当時から最近までの日韓両国の立場は、「北朝鮮政府は非合法政府であって、朝鮮問題については韓国政府とのみ交渉すべきだ」というものであったはずだ。だから、筆者の旅券にも「この旅券は、北朝鮮を除くすべての地域で有効である」と書かれている。

ところが、昨年来、日本は、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮と略記する）と国交正常化交渉を開始した。今では、何時でも北朝鮮でも有効性を持つように旅券の書き直しを求めることができるようになった。これは、歓迎すべきことではあるが、一連の日韓協定にとっては、事情の根本的変化だ。

第二に、日本政府は、北朝鮮政府との間で、最近従軍慰安婦問題について（請求権問題として）、交渉することを肯定した。国連・現代奴隷制部会が終了したのは、五月十三日のことだが、「この日になされた同部会の国連事務総長への要請決定、それに先立つ同部会での、従軍慰安婦問題審議が、日本政府の決定に大きく影響したのではないか」との推定もあながち否定しきれないのではなかろうか。その位時間的に接着して、同部会直後に注目すべき報道があった。

その翌々日である一九九二年五月十五日付け衛星版読売新聞（北京十四日＝飯田政之特派員）は、一面トップで「『慰安婦』交渉の用意、日朝協議日本側表明、財産・請求権の枠内、立証責任は北朝鮮に」と報道したのだ。大切なので、記事を引用してみよう。

「日本と朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）との第七回国交正常化交渉は十四日、北京の北朝鮮大使館で二日目の協議を行い、いわゆる『償い』問題と核問題を中心に議論した。従軍慰安婦問題について日本側代表の中平立・大使は財産・請求権の枠内で、同問題も『償い』の検討対象に含め、交渉に応じる考えを表明した。…』「従軍慰安婦問題については前回の第六回交渉で北朝鮮側が補償を求めたのに対し、日本側は『（宮沢首相の訪韓の謝罪発言は）朝鮮半島すべての人々に申し上げたものだ』と謝罪の意を表明したが、補償については言及していなかった。二日目の交渉では北朝鮮側の李三魯（リ・サムロ）次官級大使が、慰安婦問題に言及、日本政府として補償が可能かどうかただした。これに対して、中平大使は、この問題が賠償や補償ではなく、両国民間の財産・請求権の問題として処理されるべきだとする日本政府の基本原則を改めて示したうえで、『財産・請求権の枠内で事実関係と法律上の根拠を示し、従軍慰安婦に対する補償を含めて要求を提示することは排除されるものではなく、議論に応じる用意はある』と述べ、財産・請求権の論議の中に従軍慰安婦も含める考えを初めて明らかにした」というものだ。

北朝鮮政府と従軍慰安婦問題の解決について話し合うことは余りに当然のこと（『財産・請求権の枠内で事実関係と法律上の根拠を示し、従軍慰安婦に対する補償を含めて要求を提示する』という方式がよいかどうかは別論であるが）であって、今までこれを拒否していたことが不当であった。だから、話し合うこと自体を非難するつもりはない。しかし、日本政府は、韓国との間では、韓国政府はもとより、被害者に対しても『従軍慰安婦問題も日韓協定で決着済み』を繰り返すのみで、請求権問題としても、一度の交渉も協議もしていないのは問題だ。「余りにも不公平だ」との声が上がろう。

もし、「決着論」を韓国側に対して貫くのであれば、北朝鮮側に対しても、「韓国とも従軍慰安婦問題の請求権問題についても交渉も補償もせず決着している。だから、請求権問題の枠内でも従軍慰安婦問題について北朝鮮側とのみ交渉し、補償することはできない」と言うべきだろう。もちろん、筆者はそのような主張が「正しい」と言っているのではない。「南北両政府に対して、双方とも、同等に対応しなければならない」と言いたいのだ。だから、北朝鮮側とのみ、従軍慰安婦問題について交渉を始めたのは、韓国側にすれば事情の根本的変化であって、「もはや、日本政府は、韓国側に対して、日韓請求権・財産権協定の『決着』を受け入れるよう要求することはできないはずだ」ということになる。

（第二東京弁護士会会員＝国際人権法専攻、在ロンドン）

92. 7. 10　1063号